

(令和7年第1回定例会3月会議)

追加参考資料

(議案第25号～第34号関係)

公の施設における使用料等見直しに係る施設利用実績一覧

(令和 5 年度実績)

議 案		所管課	施設名	利用実績			減免利用	備考
				収入額（円）	利用人数※	利用件数※	利用件数	
第25号	公の施設における使用料に関する見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	住民福祉課	かつらぎ町平和祈念施設	308,220	9,230 人	463 件	41 件	
		総務課	かつらぎ町地域交流センター（4館）	3,820	1,511 人	200 件	196 件	
		総務課	四郷地域交流センター（ともがき）	630	386 人	26 件	25 件	
		総務課	志賀地域交流センター（ふれあい）	21,350	2,982 人	140 件	134 件	
		総務課	新城地域交流センター（すぎのこ）	0	302 人	26 件	26 件	
		総務課	天野地域交流センター（ゆずり葉）	0	4,378 人	391 件	391 件	指定管理施設除く
		教育総務課	かつらぎ町立学校施設	103,670	63,286 人	2,318 件	2,049 件	
		生涯学習課	かつらぎ町シビックセンター（総合文化会館）	4,147,837	71,245 人	1,459 件	免除869、減額85 件	
		健康推進課	かつらぎ町保健福祉センター（体力づくりフロア）	714,800	7,148 人	7,148 件		減免規定無
		住民福祉課	かつらぎ町地域福祉センター	0	530 人	26 件	26 件	
		住民福祉課	かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム	0	1,293 人	66 件	66 件	
		産業観光課	大型共同作業場	120,000	1 人	1 件	1 件	
		環境課	かつらぎ斎場	10,024,943	364 人	364 件	3 件	件数：火葬件数
		環境課	かつらぎ霊園墓地	2,000,000	3 人	3 件	0 件	
		産業観光課	地域振興施設（東谷ふるさとセンター）	0	0 人	0 件	件	減免規定無
		花園地域振興課	はなぞの温泉「花園の里」	42,267,027	6,893 人	6,642 件	0 件	宿泊・宴会・入浴・レストラン料金合計
		健康推進課	診療所における使用料(天野診療所)	(診療収入) 384,217	76 人	25 件		減免規定無
第26号	かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例制定について	企画公室	学校施設、シビックセンター、保健福祉センター、大型共同作業所、斎場、霊園墓地、地域	該当無				
第27号	妙寺防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例制定について	生涯学習課	妙寺防災コミュニティセンター					公民館（第28号）に含む
第28号	かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の全部を改正する条例制定について	生涯学習課	かつらぎ町立公民館	155,110	40,825 人	3,811 件	3,761 件	
第29号	かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例制定について	生涯学習課	かつらぎ町児童遊園	該当無				
第30号	かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例制定について	生涯学習課	かつらぎ公園体育センター	463,575	20,878 人	682 件	426 件	
		生涯学習課	かつらぎ公園グラウンド	255,150	35,967 人	391 件	166 件	
		生涯学習課	かつらぎ公園テニスコート	29,190	476 人	41 件	10 件	
		生涯学習課	かつらぎ公園スポーツセンター町民プール		6,466 人			料金設定無
		生涯学習課	かつらぎ町河川グラウンド	0	6,110 人	107 件	107 件	
		生涯学習課	中飯降公園グラウンド	618,220	9,166 人	237 件	94 件	
		生涯学習課	河南公園グラウンド	0	5,718 人	167 件	167 件	
		生涯学習課	笠田東少年スポーツ広場		5,760 人	144 件		料金設定無
		生涯学習課	西部公園（パークゴルフ場）	14,623,700	15,685 人		1 件	
		生涯学習課	西部公園（多目的広場）	0	0 人	0 件		減免規定無
第31号	かつらぎ町児童館設置及び管理条例の全部を改正する条例制定について	生涯学習課	かつらぎ町立児童館	10,410	5,880 人	840 件	830 件	
第32号	老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	住民福祉課	老人憩いの家	12,610	1,148 人	47 件	37 件	
第33号	花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	花園地域振興課	花園野外活動総合施設	385,000	323 人	11 件	0 件	
第34号	かつらぎ町都市公園条例の全部を改正する条例制定について	建設課	かつらぎ町都市公園	該当無				

※ 利用人数、利用件数は総数です（減免利用含む）

公の施設使用における主な減免基準

(減免基準)

- (1) かつらぎ町又はかつらぎ町教育委員会が主催、共催又は委託する事業に使用するとき。
- (2) 町内の小学校、中学校、幼稚園、こども園又はこれらの関係団体が、その目的を果たすための活動に使用するとき。
- (3) 計画的・継続的な活動を行う自主学習グループで、教育委員会生涯学習課が認定する団体（社会教育法第10条に定義される社会教育団体）又は町内の青少年健全育成を目的とする団体が、その目的を果たすための活動に使用するとき。
- (4) 町内の広く地域住民のために行われる公益的な活動を目的とする団体が、その目的を果たすための活動に使用するとき。
- (5) 町内の地域福祉の推進を目的とする団体が、その目的を果たすための活動に使用するとき。
- (6) 障害者又は障害者で構成する団体が使用するとき。